

インバウンド売上げのV字回復を目指した 設備費や改装費を補助します！

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少している飲食店の皆様に、以下の費用を補助します。

交付額：上限 1,000万円※ 補助率：1/2

※1 事業申請当たりの交付額の下限は25万円とします。

① 衛生管理の改善を図るための設備導入

(例) 空気換気設備、手洗い設備等



手洗い設備

② 業態転換を図るための改装

(例) ビュッフェスタイル変更に伴う店内改装、
テイクアウト窓口設置等



店内改装

補助対象：

上記①及び②に係る設計費、工事費、設備及び機器購入費、
コンサルティング費、検査費用等

【応募要件】

- ✓ 事業実施店舗において、直近3か月間の売上げが前年同期に比べ10%以上減少しており、その主たる原因がインバウンドの減少であること
- ✓ 新型コロナウイルス感染症が従業員に発生した場合も想定した事業継続計画（BCP）を策定していること
- ✓ 新型コロナウイルス感染症予防対策を含む一般衛生管理の実施体制を有していること 等

【加算ポイント】

以下に該当する事業者は、採択評価が上乘せされます。

- ✓ 直近3か月間のインバウンドにおける売上げが前年同期に比べて50%以上減少している
- ✓ 設備導入、改装による効果を定量的に示すことが可能である
- ✓ 設備導入、改装を早期に実施する計画となっている 等

※重要※

補助金の申請にあっては、都道府県で実施している要望調査への応募が必要です。
締切は各都道府県により異なりますので各都道府県の担当窓口にご確認下さい。

農林水産省HPにも都道府県窓口を掲載しています。（近日公開）

https://www.maff.go.jp/i/shokusan/gaisyoku/R2hosei_shien.html

